

現 場 説 明 書

1 工 事 名 根岸ポンプ場ポンプ棟外装ほか更新工事
2 監 督 員 技術部 水再生課

説 明 事 項

- (1) 入札等に關の工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

1. 契約の保証について

契約の保証 要 平要

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、横須賀市上下水道事業管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

2. 前払金について

前払金 する しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 中間前払金について

中間前払金 する しない

中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

4. 部分払について

部分払 する(一回以内) しない

5. 継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について

- (1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初 年 度 (年度)	— %	支払限度額 • 請負代金額 の %
第 2 年 度 (年度)	— %	支払限度額 • 請負代金額 の %
第 3 年 度 (年度)	— %	支払限度額 • 請負代金額 の %

- (2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。

7. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

ア 請負代金内訳書	要提出(契約締結後 7 日以内) 提出不要
イ 工 程 表	要提出(契約締結後 7 日以内) 提出不要
ウ 着 手 届	着手後 5 日以内に提出すること。
エ 現場代理人及び主任技術者等届	契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
オ 下請負関係書類	下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。 <ul style="list-style-type: none">・施工体制台帳・施工体系図・再下請負通知書（再下請負の発注がある場合）
カ 直 営 工 事 届	下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を 2 人以上置くこととした場合において、権限を分担させるとときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	----	----

(8) 火災保険等の関係

火災保険その他の保険の付保条件	あり	なし
-----------------	----	----

8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が 500 万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 工事 > 入札制度関連情報<工事>において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入するとともに、その対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 証紙購入状況等を把握するため、当初工事請負契約代金額が500万円以上の場合は、別に定める「建設業退職金共済関係提出書」（第1号様式（建退共））及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」（第3号様式（建退共））を工事しゅん工時に、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」（第2号様式（建退共））を工事請負契約締結後1箇月以内に監督員へ提出すること。

共済証紙を購入した場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」（第2号様式（建退共））に掛金収納書（以下「収納書」という）を添付すること。

なお、当初工事請負契約金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料の提出を求める場合がある。

- (3) 正当な理由がなく建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は、工事成績評定において考慮される事となる。
- (4) 下請契約における請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、建退共制度加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (5) 前号における請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、元請負者に建退共制度加入手続及び建退共制度関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請負者は積極的に受託するよう努めること。
- (6) 請負者は、工事現場に建退共制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。

11. 施工計画書の提出について

(1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

- ア 当初請負代金額が 500 万円未満の工事、又は当初工期が 60 日未満の工事
- イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事
- ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事

(2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 検査情報に記載（別表）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

(3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

(4) 実施工との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

12. ワンデーレスponsの取り組みについて

(1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスponsに取組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

(2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が隨時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

14. 下請負者について

- (1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。
- (2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

16. 技術的事項について（別紙）

請 負 工 事 仕 樣 書

工事名	根岸ポンプ場ポンプ棟外装ほか更新工事
工事場所	横須賀市根岸町3丁目5番23号
工期	127日間
工事概要	本工事は、根岸ポンプ場ポンプ棟外装ほか更新工事 であり、材料・手間共、一式請負とする。
工事仕様	一般共通事項及び特記仕様は別紙による。
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・設計図書の疑義は横須賀市上下水道局の解釈による。・仕様書、別紙図面、内訳書に記載なき事項でも、工事上及び技術上当然必要ある資機材は補足し、遅滞なく工事を遂行し完了すること。・本工事起因による周辺施設及び周辺道路の損害は、請負者負担により速やかに復旧すること。・工事期間中（仮設工事含む）、施設管理者のための安全通路を区画して確保すること。

建築・建築設備工事 一般共通事項

令和6年4月1日

1 一般事項

(1) 共通仕様書の適用範囲

本工事は、本市契約規則等に基づき、特記によるほか、新增改築工事においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「電気設備工事編」及び「機械設備工事編」－令和4年版－」、補修改修工事においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、「電気設備工事編」及び「機械設備工事編」－令和4年版－」に準拠する。

ただし、補修改修工事において、軽微で少量の施工箇所で、安全上支障のない場合は、監督員と協議のうえ、上記仕様書に記載されている各工程の一部及び試験などを省略することができる。

(2) 軽微な変更

現場の納まり、取合いなどの関係で材料の寸法、取付け位置又は取付け工法、あるいは数量等の増減で軽微な変更は監督員との協議による。

(3) 指定様式

「横須賀市ホームページ」>「申請書ダウンロード」>「建築計画課の書式」、「上下水道局技術部水再生課の書式」にて掲載。（使用時に最新版を確認）

(4) 官公署その他への手続き

工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、速やかに行う。これに伴う費用は本工事の請負者（以下「請負者」という。）の負担とする。

(5) 別記について

~~本工事にて特に必要な追加事項については別記として以下を本仕様書に添付する。~~

- 別記1 支給材料
- 別記2 貸与品
- 別記3 部分引渡し
- 別記4 部分使用
- 別記5 保険
- 別記6 ~~返納すべき発生材~~
- 別記7 完成写真
- 別記8 メーカーリスト

2 工事現場管理

(1) 災害及び公害の防止

ア 施工中の安全に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。

イ 工事用車輌の搬出入が頻繁な日時は専任の交通誘導員を要所に配置し、付近住民及び施設利用者等の安全な通行に努める。

ウ 工事用車輌の搬出入に起因する現場付近の道路等の汚れは随時清掃し、本工事車両に起因する損傷箇所は速やかに復旧する。

エ 作業に伴う騒音、振動、煤煙、ほこり等、又仮設物による電波、日照障害についてはあらかじめ配慮し、公害の防止に努める。

オ 騒音、振動については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠するとともに、関係法令を遵守すること。

(2) あと片付け

工事完成に際しては、工事用用地及び仮囲いの外周（1.0m）を原形に復旧する。

3 記 錄

(1) 材料の品質検査

材料の品質検査は使用前に監督員の検査を受ける。又工事材料内訳書は指定様式により書面およびエクセルデータで提出する。

(2) 工事報告書

工事報告書（工事出来高表、工事進捗写真、工事月報、工事日報）は監督員の指示がある場合に、指定様式により毎月提出する。

(3) 工事記録写真

工事記録写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック(建築工事編・電気設工事編・機械設備工事編) 令和5年版」によるほか、監督員の指示により下記を電子媒体で提出することができる。

ア 工事着手前の状況。

イ 施工中の工事進捗過程（完成まで）。

ウ 施工状況で特に報告の必要のある場合。

(4) 完成図、その他

~~建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事については、本工事完成引渡しと共に完成図書を電子媒体にて提出する。また、当該施設に完成図書を1部作成し引き渡す。電子媒体はCD-RまたはDVD-Rとする。内容は完成図（しゅん工図）、施工図、製作図、製品完成図、書類等とする。~~
~~データの種類について、完成図（しゅん工図）についてはCADデータとCAD図をイメージデータ化したものとする。完成図（しゅん工図）以外についてはイメージデータ化したものとするがExcel、Wordで作成されたものについてはそれぞれのファイル形式とする。~~
~~拡張子について、CADデータはDXFまたはDWG、イメージデータはPDFとする。~~
~~提出する電子媒体について、納品前にウイルスチェックを実施し、媒体のラベルにウイルスチェックに関する情報を記載する（ウイルスソフト名、ウイルス定義、チェック日）。~~

4 環境への取組み

(1) 環境マネジメントシステム

請負者は、横須賀市環境マネジメントシステム(Y E S)の環境方針を十分理解して、工事現場から生じる騒音、振動等の建設公害、建設廃棄物の排出による処分場への負担、熱帯材型枠の使用による地球温暖化などの環境負荷を低減するために次に掲げる事項に留意して、地球環境の保全に資するよう努めなければならない。

(2) 無石綿（アスベスト）化への対応

使用建材については、アスベストが含有するものを使用しないこと。また、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し、徹底を図ること。

(3) 環境問題意識の啓発

請負者は、現場の職員、従業員及びこの工事に関連するすべての業者に対して工事管理会議などの機会を通じて、環境改善のための教育講習会を開催し、各人の環境問題意識の高揚に努めなければならない。

なお、監督員が指示した工事については、実施した教育講習の内容を工事日報、工事監理日誌などに記録して監督員に提出する。

(4) 廃棄物の適正処理等

請負者は、建設工事に伴い発生する廃棄物について、別添「建設廃棄物の取扱及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に基づき発生抑制、再利用・再資源化、適正処理に努める。

<p>(5) 热帯材型枠使用の削減</p> <p>(6) グリーン購入法</p> <p>(7) フロン排出抑制法</p>	<p>本工事で使用するコンクリート型枠用合板は、従前から使用している热帯材を原料とする合板（热帯材100%のもの）は使用しないものとする。</p> <p>これに替わるコンクリート用型枠は、针葉樹林型枠、複合型枠（以下「複合合板型枠」という。）など热帯材100%合板型枠以外のものから工事の作業条件等を考慮して、請負者の責任と費用負担により選択するものとする。又複合合板型枠を使用する場合は極力塗装仕上げをされたものを使用し、その型枠の転用（再使用）の増加を図る。</p> <p>請負者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境負荷の低減に資する環境物品の調達に努める。</p> <p>なお、監督員が指示した工事については、「グリーン購入実績報告書」（指定様式）を監督員に提出する。</p> <p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止に努め、工事により発生したフロン類廃棄物は適正に処理し、フロン類回収登録業者より処理受領証明書を受け監督員に提出する。</p>
<p>5 その他</p> <p>(1) 工事表示板等の設置</p> <p>(2) 公共サイン等の表示・設置</p>	<p>公共建築工事（又は公共建築改修工事）標準仕様書によるほか、工事請負金額1,000万円（消費税を含む）以上の工事については工事表示板を、新築工事で100m²以上のものについては工事看板を設置する。（表示板等仕様については「申請書ダウンロード」に掲載。）</p> <p>本工事の一部に公共サイン等の表示・設置が含まれている場合は、横須賀市屋外広告物条例第26条により屋外広告業の登録を受けた者又は、同条例第28条の6第3項により届出を行った者が行うこと。</p>

別記4

部 分 使 用

番号	建物、部屋等使用部分	数量	単位	使用条件	使用予定期間	備考
1	根岸ポンプ場外壁	1	式	部分使用検査及び足場解体	外部足場の2層目以上を解体した後とする。	部分使用に係る品質証明等の確認用書類は検査対象
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						

建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設工事から発生する廃棄物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、横須賀市上下水道局が発注する工事に適用する。

I. 総 則

1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
- (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (7) 解体工事 建築物にあっては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあっては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
- (9) 分別解体等
 - ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
 - イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。
- (10) 再資源化 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む）に該当するもので次に掲げる行為をいう。
 - ア 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
 - イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
- (11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。
- (12) 建設発生木材等 建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (13) 建設リサイクル資材 「県土整備部公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。
- (14) 再生資源利用促進 計画（実施）書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用促進計画（実施状況）をいう。
- (15) 再生資源利用 計画（実施）書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用計画（実施状況）をいう。

II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上(税込)の場合には、次項III. に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録すること。
- (3) 建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。
- (4) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、公衆の見えやすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
- (5) 対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (6) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

《下請契約》

- (7) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約すること。
- (8) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (9) 対象建設工事にあっては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (10) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (11) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者または、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。
ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

《事前調査等》

- (12) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (13) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

《再生品の利用》

- (14) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。

ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生碎石等を調達すること。ただし、再生砂（RC-10）の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書を入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。

なお、請け負った工事において再生碎石等を使用する場合は、上記要領に基づき、購入先その他の建設リサイクル資材の利用に関する内容（再生資源利用計画書）を記載した施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、監督員に提出すること。

また、工事が完了したときは、上記要領に基づき、当該工事に使用した再生碎石等の使用数量を建設リサイクル資材利用報告書に再生骨材購入指定工場の納入証明を受け、監督員に提出すること。

イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における環境配慮型公共工事の推進に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。

ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード（ストランドボード）等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

《発生抑制》

- (1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にして、積極的な提案を行うこと。

ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用

イ 耐久性の高い建築物等の建築等

ウ 使用済コンクリート型枠の再使用

エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破碎による路盤材等への再生利用

オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

《分別解体等》

- (2) 建設業者にあっては主任技術者（監理技術者）、解体工事業登録業者にあっては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。

- (3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。

ア 建設廃棄物と建設発生土

イ 一般廃棄物（飲料の空缶や弁当がら、刈草等）と産業廃棄物（伐木材・伐根材等）

ウ 特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物等）と再資源化できる産業廃棄物

エ 安定型産業廃棄物（がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等）と管理型産業廃棄物（燃え殻、木くず、廃石膏ボード等）

- (4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

《再資源化等》

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬入するとともに、再生資源の活用に努めること。（再生資源利用促進計画書については、III. を参照）
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬入すること。
その際には、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、搬入先その他のコンクリート塊等の再資源化に関する内容（再生資源利用促進計画書）を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ること。
- (7) 建設発生木材等は、原則として県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬入すること。
その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、搬入その他の建設発生木材等の再資源化に関する内容（再生資源利用促進計画書）を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ること。
- (8) その他の建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物）についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

《適正処理》

- (9) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (10) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。
ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

3 施工の完了後に行う事項

- (1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合した上で実施状況を記録し、建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を報告すること。
- (2) 再生資源利用促進計画（実施）書及び再生資源利用計画（実施）書は、5年間保存すること。
- (3) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
- (4) 次項III. に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、上記(3)の建設リサイクル法に基づく再生資源化等報告書は監督員に提出されたものとみなす。
- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生したコンクリート塊等の指定工場への搬入を完了したときは、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書に指定工場の証明を受けて監督員に報告すること。
- (6) 建設発生木材等については、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生した建設発生木材等の指定施設への搬入を完了したときは、速やかに建設発生木材等搬入完了報告書に指定施設の証明を受けて監督員に報告すること。

上記(1)から(6)の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出等すること。

(参考)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（令和4年6月17日改正）（建設リサイクル法）
- 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成13年1月17日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成14年5月28日 神奈川県告示第366号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）（令和4年5月20日改正）（ラージリサイクル法）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（令和4年6月17日改正）（廃棄物処理法）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（令和3年5月19日改正）（グリーン購入法）
- 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正）

III. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上（税込）の工事（小規模工事等は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。
ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト混合物	
	土砂	
	碎石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
搬出する建設副産物	その他の建設資材	
	コンクリート塊	
	建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥を除く）	

2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ
<http://www.recycle.jacic.or.jp/> から建設副産物情報交換システムにログインする。
システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。
(「再生資源利用（促進）計画書—建設リサイクルガイドライン様式一」の作成)
- (3) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（計画）」を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。
- (5) 各種書類印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（実施）」及び上記（5）で確認した「チェックリスト」を印刷し、監督員に提出する。

3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山m³」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締めm³」（表2、土量の変化率Cを考慮）で入力する。

表2 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土	
レキ	レキ質土	砂	砂質 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90

岩塊 玉石	軟岩 I	軟岩 II	中硬岩	硬岩 I
1.00	1.15	1.20	1.25	1.40

(例)

掘削 100 m³ (地山m³)

埋戻し 20 m³ (締固めm³) … 「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。

22 m³ (地山m³) … 「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。

20 m³/変化率C (仮に0.9とする) = 22 m³

処分 78 m³ (地山m³) … 「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。

$$100 \text{ m}^3 - 22 \text{ m}^3 = 78 \text{ m}^3$$

(2) 建設資材利用について

ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。

- ・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材認定資材一覧表(以下、認定一覧表という)を参照する。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目(建設資材の「分類」)	建設リサイクル資材の品目名
土 砂	再生改良土
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物
碎 石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品(無筋)※
	再生舗装用ブロック(平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等)
	再生骨材コンクリート
	再生生コンクリート
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品(有筋)※
木 材	再生木質ボード
	再生集成材・合板
塩化ビニル管　・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- ・「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- ・「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
- ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。

イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には「0」を入力する。

ウ R C - 1 O (再生砂)を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。

(3) 建設副産物発生・搬出(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土(第一種～第四種建設発生土及び浚渫土))について

ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。

イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。

ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。

エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)」と選択する。

オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を「5 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある決定)」と選択する。

週休 2 日確保工事（発注者指定型）に関する特記仕様書

1 週休 2 日確保工事について

- ・ 本工事は、「週休 2 日確保工事実施要領（建築工事・建築設備工事）」に基づき実施するものとする。
- ・ 本工事は、「発注者指定型」で実施する。
- ・ 実施要領や提出書類等は、下記のホームページを確認すること。
横須賀市ホームページ>総合案内>市政情報>契約・検査>各部局の工事積算情報
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

2 アンケートについて

- ・ 受注者は、アンケートに協力するものとし、しゅん工届提出後14日以内に下記メールアドレス宛に提出すること。

<提出先>

横須賀市建設部土木計画課

メール : pwg-pw@city.yokosuka.kanagawa.jp

工事記録写真電子データ提出に関する特記仕様書

工事記録写真について、「建築・建築設備工事 一般共通事項 3.記録 3)工事記録写真」によるほか、詳細は下記による。

- (1) 工事記録写真はフルカラーとし、構成はA4縦3段とする。
また、原則として各ページにページ番号を記入し、PC上でも縦3段で確認できること。
- (2) 拡張子は原則として専用ソフトによるものとし、ビューワーおよび工事記録写真をPDFに出力したものと同封すること。
- (3) 有効画素数は100万画素以上とし、黒板の文字及び撮影対象が確認できること。
- (4) 記録媒体はCD-RまたはDVD-Rとする。
また、提出する際はウィルス対策ソフトを使用し、ウィルスチェックを実施すること。
 - ・ ウィルス対策ソフトは広く一般に普及し、信頼性の高いものを使用すること。
 - ・ 最新のウィルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものと使用すること。
- (5) 提出する記録媒体のラベル部には、工事件名、請負者名、工期およびウィルスチェックに関する情報(セキュリティソフト名、バージョン、ウィルス定義、チェック日)を記入すること(下図参照)。



図1 電子媒体表面の記載例

- (6) 工事検査時には、工事記録写真を閲覧できるパソコンなどを準備すること。
- (7) 上記の方法による提出および対応が困難な場合は監督員と協議を行うこと。

施工条件明示事項

- 当該工事の施工条件明示事項は、下記表□内の黒塗り部分が対象となる。
ただし、明示されているものは特に必要なものであり、全てに対して明示されているものではない。
- なお、請負者は下記明示事項やそれ以外に該当すると思われるもので、明示されていない場合には、その都度監督員と協議するものとする。

明示項目	明示事項
■工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響 <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限(準備工期の設定等) <input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立 <input type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響 <input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間 <input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数
□用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分 <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の民有地等の借地 <input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用 <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容
■周辺環境関係 (公害、排水等)	<input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策 <input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設 <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策 <input type="checkbox"/> 事業損失防止関係
■安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定 <input checked="" type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限 <input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設
□工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限 <input type="checkbox"/> 搬入路の使用中及び使用後の処置 <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置 <input type="checkbox"/> 一般道路の占用
■仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他の工事への転用若しくは兼用 <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定 <input checked="" type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定
□建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件 <input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化 <input type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物の処理
□薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工 <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査
□工事支障物件等	<input type="checkbox"/> 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在 <input type="checkbox"/> 地上、地下等の専用物件工事との重複施工
■その他	<input checked="" type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置き <input type="checkbox"/> 工事現場発生品 <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品 <input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等 <input type="checkbox"/> 架設工法の指定 <input checked="" type="checkbox"/> 工事用水、電力等の指定 <input type="checkbox"/> 新技术・新工法・特許工法の指定 <input checked="" type="checkbox"/> 部分使用 <input type="checkbox"/> 給水の必要 <input type="checkbox"/> 電子納品対象工事特記仕様書

施工条件明示の詳細

■工程関係

他の工事の開始又は完了の時期による影響

本工事は、敷地外の下記工事と競合する。

- ・根岸ポンプ場汚水ポンプ設備改修工事（令和7年3月14日まで）
- ・根岸ポンプ場建築電気設備更新工事（予定工期：令和7年3月14日まで）

本工事は、競合する工事の進行により工期に影響を受ける可能性がある。

■周辺環境関係

工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策

特に騒音・振動が著しい撤去作業等については、平日通常作業時間帯（9:00～17:00）

内に終わらせるように実施すること。また、発電機等は低騒音のものを使用する。

■安全対策関係

近接工事での施工方法、作業時間等の制限

工事期間中、対象施設は通常通り運営されるため、緊急時、雨天時においては施設管理者による作業が発生する。緊急時、雨天時には施設運営作業を優先させるものとする。

■仮設備関係

仮設備の設計条件の指定

外部足場について隣接する建物の敷地に影響のない計画とすること。また、競合工事の受注者と協議し作業者の導線を確保した計画とすること。

■その他

工事用資機材の保管及び仮置き

資材置場および仮置き場所については、監督員と協議するものとする。

工事用水、電力等の指定

工事用水、電力は施設内設備を利用できるが下記条件を遵守すること。

- ・工事用水、電力は必要最低限の使用とし、原則有償とする。
- ・電力はコンセント程度であれば無償とするが漏電遮断器を必ず使用すること。
- ・工事用水使用にあたり原則メーターを設置し使用量がわかる計画とすること。
- ・用水、電力の使用に伴う配管、配線及び撤去、復旧等は請負者の負担とする。

部分使用

部分使用については、別記4による。

特記仕様書

共通仮設

- ・工事場所および資材置き場を、明確に区画し、安全標識等を掲示すること。

直接仮設

- ・外部足場は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」2.2.1「足場等」により関係法令に従い設置すること。（東側を600枠、西側、北側を900枠とし、抜け止め機能付き型くさび緊結式足場（次世代足場）等の異なるものを採用しようとする場合は、監督員の承諾を得ること。）
- ・工事範囲外に資材が飛散しないよう、養生を施すこと。
- ・施設管理者の安全確保のため、災害防止措置を施すこと。
- ・足場設置場所は、施設管理者及び監督員と協議すること。
- ・屋上への出入りは外部足場から行うこと。

撤去・処分

- ・解体、撤去により生じた周辺のクラック等は、原状に復旧する。
- ・日曜日、祝日に大きな騒音、振動の発生する作業については、騒音規制法及び振動規制法の規定により行わないこと。
- ・発生材の処分は原則場外処分とし、再生工場持込とする。ただし再生処分ができない物に限り、関係法令に抵触しないよう処分すること。
- ・解体はつり工事で大きな騒音の発生する工事については監督員、施設管理者と協議し施工すること。

外壁・防水改修

- ・施工数量調査(防水除く)
施工に先立ち調査を行い報告書を提出すること。
報告書の記載内容は以下の通り
既存塗膜の状況
下地補修項目ごとの数量集計表および位置図

- ・【JIS A 6021 建築用塗膜防水材】について
施工については「公共建築改修工事標準仕様書令和4年度版」表 4.7.1 外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法に準拠する。天端等の平場は模様材塗りを行わないものとするが、必要な所要数量を確保すること。
- ・既存塗膜防水(保護モルタルの上塗膜防水(平場)X-1(立上り)X-2)の上塗膜防水：屋上立上り、：密着工法【X-2】
屋上平場、：密着工法【X-2】
仕上げはフッ素仕上げとする。
田島ルーフィング(株)、シーカシヤハソン(株)、AGC ホリマー建材(株)同等品以上とし、採用メーカー指定のドレン、脱気筒を所定の数量設置する。

注意事項

- ・使用材料について
使用材料等は事前に監督員の承諾を受けること。

※工事保証

- ・メーカー、施工業者及び請負者連名の保証書をA4版で、3部提出すること。
◎外壁塗装保証について（外壁用塗膜防水材塗り部）
【内容】防水機能
【期間】工期終了日より10年間
(工期末日を保証開始日とする)
◎外壁複合改修保証について（ピソンネット工法）
【内容】仕上材のはく落防止
【期間】工期終了日より10年間
(工期末日を保証開始日とする)
◎防水保証について
塗膜防水【X-2】について
【内容】防水機能
【期間】工期終了日より10年間
(工期末日を保証開始日とする)

※積算基準

- ・積算基準については都市部建築計画課の基準に準拠すること。

※竣工時
提出書類

- ・竣工時に以下の書類を提出すること。
 - ① 竣工図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部
(A3判白焼き折込みでA4判仕上り、ハイフンファイル綴じ)
 - ②電子竣工図(CD-RもしくはDVDへ格納) ・・・・2部
 - ③その他、監督員が指示するもの ・・・・・・・・1式
- なお、上記①～③については、表紙及び背表紙等に工事名等、監督員が指示するものを記載すること。

単価及び共通費等に関する事項

1 単価等の採用根拠について

内訳書に掲載の単価等の採用根拠は、以下のとおりです。

A	建築工事標準市場単価表[建築・電気設備・機械設備]	非公開
	建築改修工事標準市場単価表[建築・電気設備・機械設備]	
	※上記単価表の単価は下記の歩掛等により作成 公共建築工事標準単価積算基準 公共建築工事積算基準等資料 公共建築工事積算研究会参考歩掛り 営繕積算システム等開発利用協議会参考資料 営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り	
	B 土木工事資材等単価表（神奈川県）	
	C 建設物価、積算資料の2誌平均値による複合単価 建築施工単価・建築コスト情報との2誌平均値	
	D カタログ価格による複合単価 見積り及び見積りによる複合単価 市独自単価一覧表（土木工事編） 工事量が少量、僅少等の場合において補正を行ったA、BまたはCの単価	

(1) Aの単価については、公表されている歩掛と刊行物に掲載の単価との複合単価であり、(一財)経済調査会及び(一財)建設物価調査会に著作権があるため、非公開とします。

なお、Aの単価を作成する際に使用している刊行物の採用月は、原則として単価表の適用月前月です。

(2) Bの単価については、神奈川県HP（土木工事資材等単価表について）に掲載しています。

神奈川県HP:<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12744.html>

(3) Cの単価については、一般に公表されている、または上下水道局水再生課が独自に調査した材料価格以外の刊行物による単価であり、(一財)経済調査会及び(一財)建設物価調査会に著作権があるため非公開とします。

(4) 単価の採用根拠についての内容に関する質疑等は、原則受け付けません。

2 単価世代及び共通費算定の根拠について

(1) 建築工事標準市場単価表等は、令和6年7月1日単価を採用しています。

(2) 建築工事主要資材単価表は、令和6年9月1日単価を採用しています。

(3) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期Tは、4.0か月とします。

(4) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定式は、改修を採用しています。

(5) 改修工事における積算上の区分は、執務並行改修としています。

(6) 共通仮設費（積み上げ分含む）及び現場管理費は、敷地ごとに算定し合算しています。

3 その他

(1) 工事価格は、原則として有効桁を上位4桁としています。ただし、一千万円未満の場合は、一万円単位としています。

(2) 建設物価及び積算資料は、令和6年9月号の単価を採用しています。

			課長	主査		担当者	設計者

(上段：前回 下段：今回)

令和 6 年度 設計積算書表紙(当初)							
<支出科目>							
款							
項							
目							
節							
細節							
(工事・業務)名	根岸ポンプ場ポンプ棟外装ほか更新工事						
(工事・業務)箇所	横須賀市根岸町3丁目5番23号						
工 期	127日間						
設 計 金 額	(円) (補助費 円 、 単独費 円)						
	(円)						
	円 (補助費 円 、 单独費 円)						
	(円)						
設 計 概 要	建築工事 1式						
(起工・変更)理由	令和6年度当初下水道事業計画に基づくものである。						

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

外装更新工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 領	備 考
直接仮設		1	式		
計					
外壁改修	改修	1	式		
計					
防水改修	撤去	1	式		
防水改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
発生材処理	運搬	1	式		
発生材処理	処分	1	式		
計					

根岸ポンプ場ポンプ棟外装ほか更新工事

建築工事 細目別内訳

6

建築工事 細目別内訳

7

根岸ポンプ場ポンプ棟外装ほか更新工事

建築工事 細目別内訳

8

建築工事 細目別内訳

9

根岸ポンプ場ポンプ棟外装ほか更新工事

建築工事 細目別内訳

10

建築工事 細目別内訳

11

数量内訳書 見積単価等情報

上下水道局技術部水再生課

※ この数量内訳書の数量は参考です、入札者は独自に積算し入札すること。

掲載された単価は上下水道局が設計価格算出の為に採用したもので、入札者の下請負金額等を保証するものではありません。

また、金額に関する質疑等は原則、受け付けません。

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

外装更新工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 領	備 考
直接仮設		1	式		
計					
外壁改修	改修	1	式		
計					
防水改修	撤去	1	式		
防水改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
発生材処理	運搬	1	式		
発生材処理	処分	1	式		
計					

根岸ポンプ場ポンプ棟外装ほか更新工事

建築工事 細目別内訳

6

建築工事 細目別内訳

7

根岸ポンプ場ポンプ棟外装ほか更新工事

建築工事 細目別内訳

8

建築工事 細目別内訳

9

根岸ポンプ場ポンプ棟外装ほか更新工事

建築工事 細目別内訳

10

建築工事 細目別内訳

11

根岸ポンプ場ポンプ棟外装ほか更新工事

建築工事 細目別内訳

12

建築工事 別紙明細

外装更新工事						
直接仮設						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
外部足場		1	式			別紙 00-0003
1段目地組	単管パイプ 90日	65.5	m ²			
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 600×1700 布枠500×1枚 90日 掛けい手間・賃料・基本料・修理費 12m未満	195	m ²			
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 900×1700 布枠500+240 90日 掛けい手間・賃料・基本料・修理費 12m未満	344	m ²			
軸体側張出足場	アラケット	192	m			
安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 90日 掛けい手間・ 賃料・基本料・修理費共	57.8	m			
計						
災害防止		1	式			別紙 00-0004
養生シート張り	防炎性能 JIS A 8952 I 類 80日 掛けい手間・賃料・基本料・修理費 含む	604	m ²			
小幅ねじ張り (層間塞ぎ)	防炎ガリエテル 80日 掛けい手間・ 賃料・基本料・修理費含む	135	m			
計						

建築工事 別紙明細

仕分け1 内訳

1

公開						
名 称	摘 要	数 量	単位	单 価	金 額	備 考
建築工事	外装更新工事 直接仮設					
外部足場		1	式			別紙 00-0003
1段目地組	単管パイプ 90日	65.5	m ²	3,620	237,110	
軸体側張出足場	アラケット	192	m	3,380	648,960	
仮設材運搬		1	式			別紙 00-0005
仮設材運搬	アラケット足場	192	m	300	57,600	
建築工事	外装更新工事 外壁改修 改修					
下地調整	軒裏面 外壁複合改修工法 ビンネット工法	37.2	m ²	23,300	866,760	
ひび割れ部補修	Uカットシーリング材充填工法 ホリマーケントモルタル仕上	2	m	3,100	6,200	
欠損部補修	エボキシ樹脂モルタル充填工法 □100*100	19	か所	2,400	45,600	
欠損部(鉄筋露出) 補修	エボキシ樹脂モルタル充填工法 □100*100 鉄筋露出部ケレン 防錆処理含む	20	か所	2,550	51,000	
浮き部補修	アンカービンディング部分エボキシ樹脂注入工法	100	穴	700	70,000	
外壁用塗膜防水材	ローラー さざ波 沢山仕上	569	m ²	3,500	1,991,500	
建築工事	外装更新工事 防水改修 撤去					
ドレン撤去	屋上 ルーフドレン堅型Φ100 集積共	6	か所	2,640	15,840	

仕分け1 内訳

2

公開						
名 称	摘 要	数 量	単位	单 価	金 額	備 考
脱気筒撤去	屋上 既設脱気筒Φ100 集積共	6	か所	2,210	13,260	
AWガラス廻りヒート撤去	集積共	1	式		19,500	
建築工事	外装更新工事 防水改修 改修					
欠損部補修	エボキシ樹脂モルタル充填工法 □100*100	8	か所	2,400	19,200	
欠損部(鉄筋露出) 補修	エボキシ樹脂モルタル充填工法 □100*100 鉄筋露出部ケレン 防錆処理含む	5	か所	2,550	12,750	
カラタ塗膜防水	X-2工法 平場 環境対応型 フッ素仕上	318	m ²	11,300	3,593,400	
カラタ塗膜防水	X-2工法 立上り 環境対応型 フッ素仕上	68.8	m ²	16,900	1,162,720	
改修用継型ドレン	塗膜防水用 Φ100	6	か所	27,300	163,800	
脱気筒	SUS製 塗膜防水用	6	か所	19,100	114,600	
硬質ポリ塩化ビニル 管とい(がー)	径100 少量・僅少施工	59.6	m	8,890	529,844	
建築工事	外装更新工事 塗装改修 改修					
シャッターケース、ルーフファン 塗装	DP塗り 鉄鋼面1級、錆止め塗装工程 C種塗料E種、下地調整RB種	1	式		216,000	
計					9,835,644	